

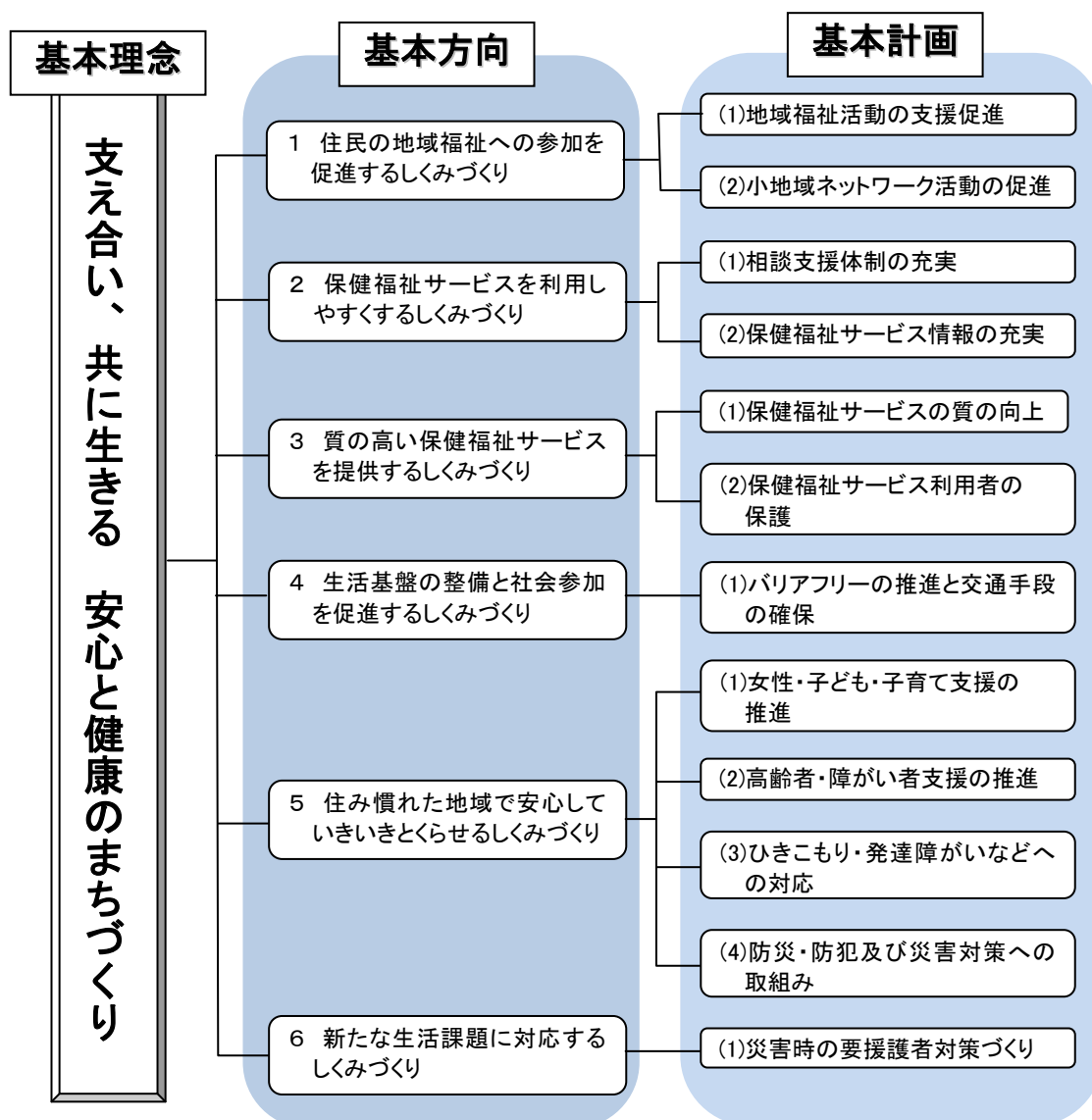
第4章 計画の基本方向と基本計画

第3章で示した基本理念を具体化するための「基本方向」と、またそれぞれの方向ごとに「基本計画」を次の図のとおり掲げています。

「基本方向」のうち、前半3項目1、2、3は社会福祉法第107条に定められた項目で、後半3項目4、5、6、は法定上の規定はないが、奈良市の地域福祉を推進する上で欠くことのできないもの、誰もが地域福祉活動に参加できる環境づくりに必要なものを取り上げています。

「基本計画」は、基本方向をより具体化し、公民協働で福祉のまちづくりを進めていくための計画です。計画ごとに現状と課題、また今後の方向性を示す内容となっています。

～奈良市地域福祉計画の基本方向と基本計画～



【基本方向】 1. 住民の地域福祉活動への参加を促進するしくみづくり 【基本計画】 (1) 地域福祉活動の支援促進
--

1. 現状と課題

地域では様々な人々が暮らしています。地域における人間関係や助け合いの意識は希薄になり、核家族化により家族の機能も脆弱になっている中、様々な生活上の課題を解決するためには、女性や男性を問わず、また高齢者や障がい者など、保健福祉サービスを利用する人もそうでない人も、互いの権利や考えを尊重し、住民一人ひとりが当事者として取り組むことにより、人と人との絆が強まり、地域を活性化させることにつながります。

しかし、近年は、地域福祉活動を担っている方々の高齢化や後継者不足が進み、役員の固定化や負担が大きくなってきており、共に支え合う地域社会を実現させるためには、保健福祉サービスや制度、施設などを充実させるだけでなく、地域福祉を担う人材を発掘し育てることが非常に重要となってきています。

地域福祉を充実させるためには、地区社会福祉協議会や自治会等の地域組織だけの取り組みだけではなく、ボランティア団体等の取り組みも必要です。ボランティア活動は様々な分野に広がっていますが、さらに地域福祉活動に関心を持ってもらうとともにボランティア活動への参加を促進させるためには、地域福祉に関する情報を発信することが大切です。また、いつでも気軽に集まり相談できる交流の場や研修の機会そして活動拠点の整備も必要となります。

2. 施策の方向

地域には、様々な知識や経験を持つ方々や、ボランティア活動等に関心がある人たちがたくさんおられます。その方々が、地域福祉活動に参加しやすいよう、情報提供の充実や地域社会の一員であるという認識を高める機会を通して、新たな仲間を増やし地域全体で取り組むことが大切です。

そこで、地域福祉活動やボランティア活動の取り組みを積極的に情報提供したり、ボランティアコーディネート機能の充実を図るなど、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりを整えるとともに、ボランティアの育成やネットワークづくりを進めていきます。

また、あらゆる人権問題の中から、高齢者や障がい者など身近な人権をテーマにした講演会を開催し、市民の人権意識の高揚と人権が尊重される地域社会づくりをめざします。

3. 実施事業

- ① ボランティアの育成（協働推進課）
- ② ボランティアセンターの運営と管理（協働推進課）
- ③ ボランティアインフォメーションセンターの運営と管理（協働推進課）
- ④ 地域人権教育支援事業（人権政策課）



福祉のボランティア活動を長年、地を這うように培ってきた。きついが、当たり前のお手伝いであると思う。何れ、自分がお世話になるので、今、元気なときに活動をしている。歳をとり、やりたくてもできなくなると思う。

※まちの声・・・住民座談会から、市民の皆様より頂いたご意見です。

【基本方向】 1. 住民の地域福祉活動への参加を促進するしくみづくり 【基本計画】 (2) 小地域ネットワーク活動の促進

1. 現状と課題

市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、公的なサービスだけでなく、身近な地域で行う住民同士による支え合いや助け合いが必要となる場面が少なくありません。

現在、地区社会福祉協議会、民生・児童委員、自治会、婦人会、万年青年クラブなどの各種団体が各地域でその特徴を活かした地域福祉活動を展開し、行政は活動に必要な情報提供や支援を行っています。

一方、近年の個人情報保護の考え方や地域コミュニティの希薄化、住環境の変化により、民生・児童委員や自治会等の活動において、見守りや支援が必要となる人の情報が把握しにくい状況にあります。

今後さらに地域福祉活動を推進するためには、それらの団体と協力・連携を図り、関係者間での情報も共有していく必要があります。

2. 施策の方向

高齢者や障がい者の孤立化、孤独死が、大きな問題となってきた現在、地域福祉活動の重要性が高まっています。地区社会福祉協議会を中心とした小地域ネットワーク活動により、民間事業者等も含んだ地域福祉活動の推進やシステム化を図ります。また、これらの地域福祉活動が広く認知され、支援の担い手あるいは受け手として、参加や利用が図られるような仕組みづくりを進めます。

各人権文化センターにおいてはそれぞれの地域特性を活かし、講座等を実施し、地域における様々な生活上の課題の解決を図り、地域住民の自主的活動を促進します。

民生・児童委員は、担当地域において一人暮らしの高齢者や障がい者の見守りや地域の身近な相談者として長年活動を行っています。その活動を通じて地域における福祉ニーズの発見や行政等関係機関とのパイプ役としての役割を支援するため、研修の充実を図り民生・児童委員活動の推進を支援します。

3. 実施事業

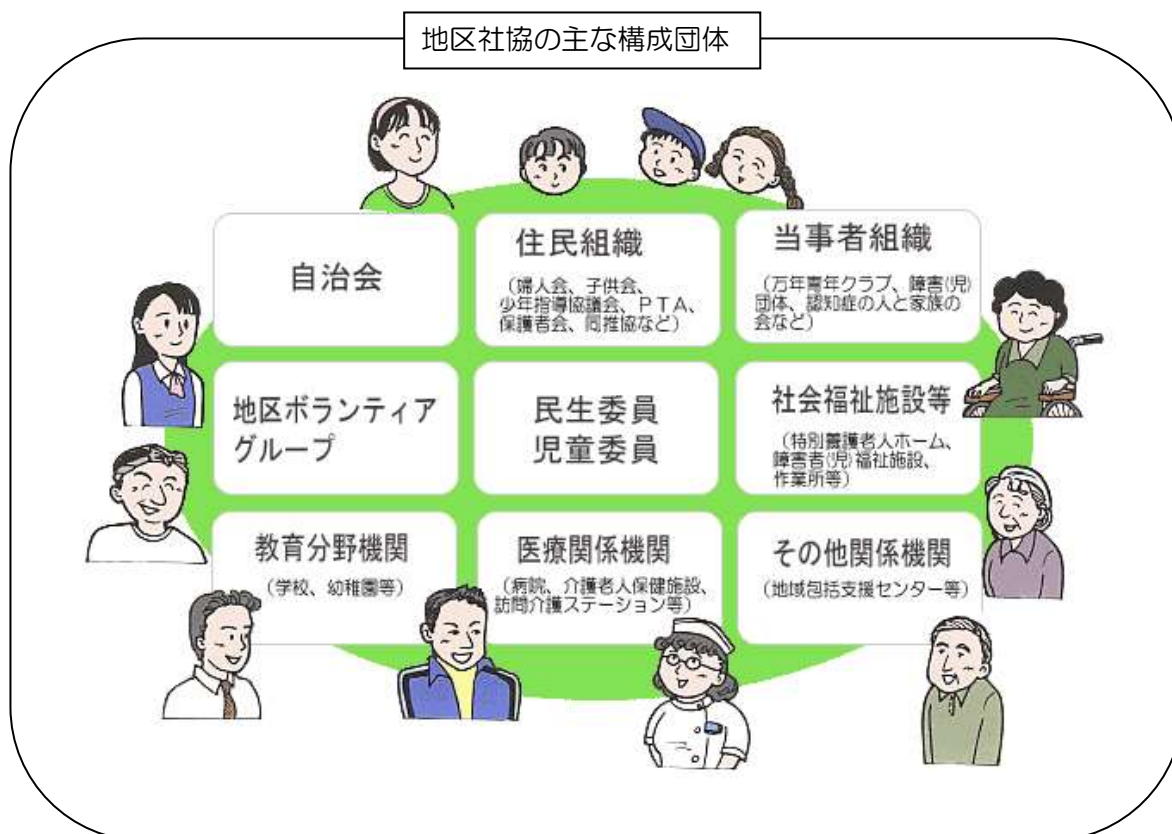
- ①人権文化センター事業（人権政策課）
- ②民生・児童委員協議会連合会活動支援（福祉政策課）
- ③地区民生児童委員協議会活動支援（福祉政策課）
- ④地域福祉推進員の設置（福祉政策課）
- ⑤地区社会福祉協議会活動推進事業（福祉政策課）
- ⑥地区福祉活動計画の策定支援（福祉政策課）



地区社協の会議の様子



民生・児童委員の研修の様子



まちの声

- 地域福祉は自分たちでやらねば良くならない。行政が行うレベルのものと、自分たち地域で取り組むべきレベルのものがある。
- 常設のふれあい喫茶のような場所があれば、話し合いができて気持ちだけでも若返られる。
- 子どもたちの下校時の見守り活動をしているが、お互い顔がわかってくると、お話ししたりして交流活動が結構楽しい。子どもたちが、高齢者の顔を知ってくれていることが、何よりも嬉しい。
- 地域の活動として、地域リーダーの資質の向上が大切である。時間はかかるが、やさしさと愛を持ちながら、じっくりと腰を据えて陰で日々努力をしている人にスポットをあてたい。
- 子どもがいたら親の繋がりが深まり、地域の繋がりも深まる（PTA活動等を介して）。昔は子どもを通じての繋がりのや農作業での繋がりがあったが、今は希薄になり繋がりを地域の中に求めるのではなく昔の同僚や地区外に求めている場合が多い。今、地区社協としては、地域の繋がりを深めるための活動を積極的に行っている。
- 行政の福祉サービス（公助）受ける前に、自分のことは自分で精一杯やっけて行こうという気持ちがある（自助）。家族が義務を果たして行き、地域での助け合い（共助）が必要だと考える。
- せいび（済美）歩こう会は住民間の繋がりと交流を目的として、月1回実施している。昭和47年10月からスタートし、平成24年9月現在でちょうど40年が経過し回を重ねて今までに480回の活動を実施してきた。
目標は1000回だが、そのためには後継者の確保が課題になっている。資料作りも大変だが、それ以上に下調べが大変である。極力費用をかけずに歩く距離は最大でも4キロメートルまでとしている。そのようなコースを毎回考えるのが一番大変。



【基本方向】 2. 保健福祉サービスを利用しやすいしくみづくり 【基本計画】 (1) 相談支援体制の充実

1. 現状と課題

福祉ニーズが複雑化・多様化していく中で、市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、自身が問題を抱えたときに、身近な場所でいつでも保健福祉サービスについて、相談できる環境が整っていることが必要です。

地域では、行政機関と地域とのパイプ役として、民生・児童委員、障がい者相談員等が市民の身近な相談相手として日常的に相談支援活動を行っています。

また、公的な相談支援としては、市役所の「市民なんでも相談窓口」等各相談窓口や、地域包括支援センター等の支援活動があります。

今後、日々の生活の悩みや問題を抱えている人が、相談先で迷うことがないように、より一層住民にPRしていくと共に、さらに身近な場所で相談できる相談窓口の充実を図ることが必要です。

2. 施策の方向

多様化する市民の相談内容に的確に対応し、身近な場所で問題解決ができるよう、相談支援体制の充実を図ります。

委託相談支援事業所では、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言その他必要な支援を行い、障がい者が自立した日常生活また社会生活が営むことができるよう支援します。

また、介護相談員が市内の介護老人福祉施設、介護老人保健施設等へ、定期的に訪問し、利用者の相談に応じ、利用者の疑問、不満及び不安を解消するとともに、介護サービスの質の向上を図ることを目的として、事業所との意見交換や提案活動を継続して行います。

3. 実施事業

- ①市民なんでも相談窓口（広報広聴課）
- ②自立支援促進事業（人権政策課）
- ③相談支援事業（障がい福祉課）
- ④精神障がい者に対する個別相談、訪問活動（障がい福祉課、保健予防課）
- ⑤介護相談員等の派遣（介護福祉課）

⑥地域包括支援センター運営事業（相談・虐待対応業務）（長寿福祉課）

⑦認知症相談（長寿福祉課）

⑧訪問相談事業（保健予防課）

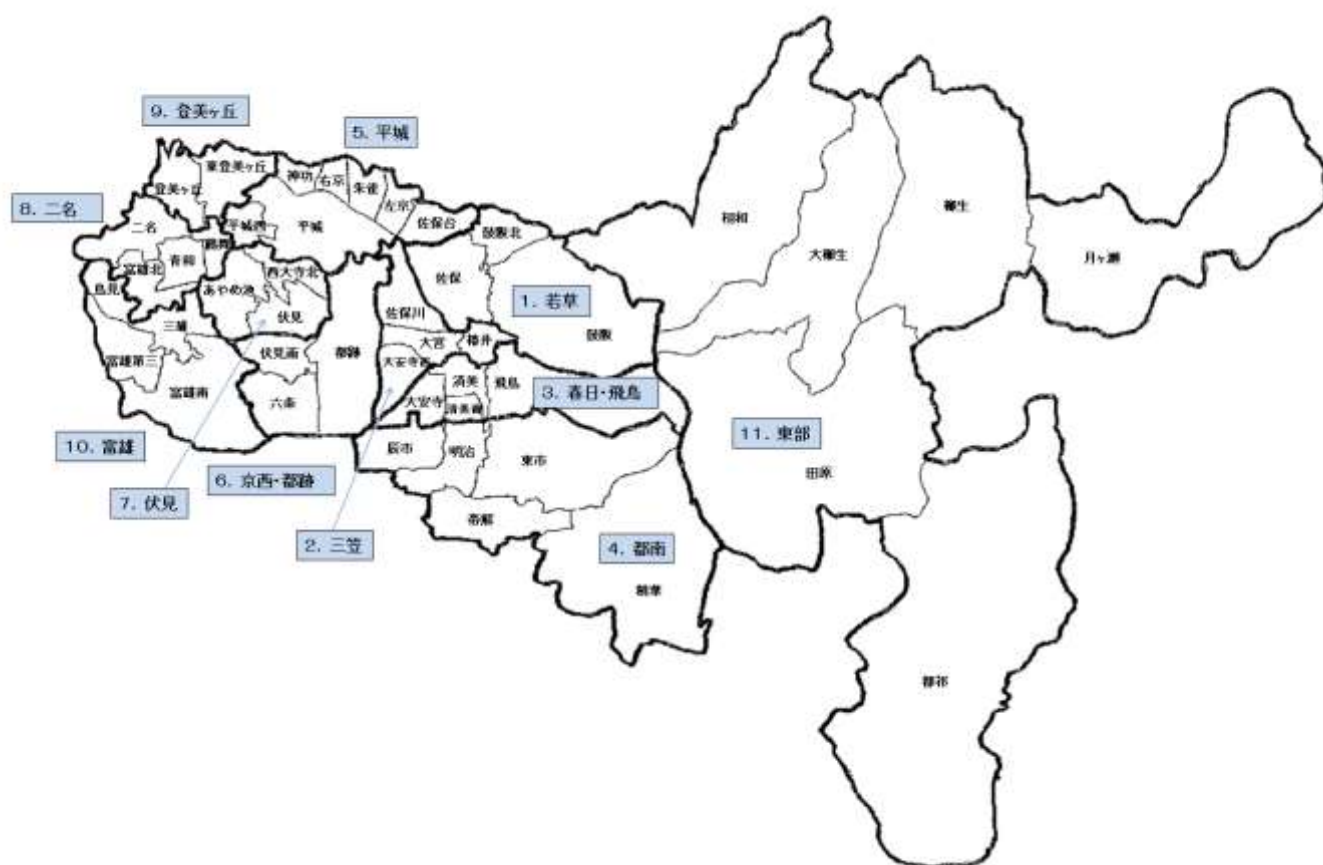


- 地域包括支援センターのみなさんには、本当にご苦労をおかけしています。ただ、地域から少し離れているので、身近な施設と感じられない。せめて1中学校区ごとに設置していただけたら身近な施設として相談もしやすくなると思う。
- 福祉のことで相談をしたいが、市社会福祉協議会なのか地域包括支援センターなのか、それとも行政なのか、どこに行ったら良いのかわからないことがある。
- 地域包括支援センターは何をしているところなのかよくわからない。

奈良市地域包括支援センター

	名 称	住 所	T E L	地域活動単位である 小学校区
1	若草 地域包括支援センター	船橋町 1 番地の 1	25-2345	鼓阪北、鼓阪、佐保
2	三笠 地域包括支援センター	二条大路南 1-3-1 イトーヨーカドー5 階	33-6622	大宮、佐保川、椿井、 大安寺西
3	春日・飛鳥 地域包括支援センター	西木辻町 110-4	20-2516	済美、済美南、大安寺、 飛鳥
4	都南 地域包括支援センター	古市町 1327 番地 6 フォレストヒルズ奈良	50-2288	辰市、明治、東市、 帯解、精華
5	平城 地域包括支援センター	右京1丁目3-4 サンタウン プラザ すずらん館2階	70-6777	神功、右京、朱雀、左京、 佐保台、平城西、平城
6	京西・都跡 地域包括支援センター	六条 2 丁目 2-10	52-3010	伏見南、六条、都跡
7	伏見 地域包括支援センター	西大寺南町 1-17 西田ビル 2 階	45-1671	あやめ池（学園南以外）、 西大寺北、伏見
8	二名 地域包括支援センター	二名 1 丁目 2392-2	43-1280	鶴舞、青和、二名、 富雄北
9	登美ヶ丘 地域包括支援センター	中登美ヶ丘 1-1994-3 D20-104	51-0012	東登美ヶ丘、登美ヶ丘
10	富雄 地域包括支援センター	大倭町 2-22	52-2051	鳥見、富雄第三、三碓、 富雄南、あやめ池（学園南）
11	東部 地域包括支援センター	茗荷町 774-1	81-5720	田原、柳生、興東、並松、 都祁、吐山、六郷、月ヶ瀬

地域密着型サービス・日常生活圏域 分布図



【基本方向】 2. 保健福祉サービスを利用しやすくするしくみづくり

【基本計画】（2）保健福祉サービス情報の充実

1. 現状と課題

医療保険や介護保険制度、さらに障害福祉施設など、保健福祉サービスをめぐる環境は絶えず変化しており、市では、サービスの内容や制度に関する情報をしみんだよりなどの広報誌や市ホームページなど、様々な手法により提供しています。

しかし、専門用語や情報量の多さから、サービス内容が分かりにくいという声も聞かれ、当事者の立場を考慮した情報を発信することがますます必要です。

また、そのためには、市民がどのような事を相談したいのかなどの情報把握も必要です。高齢者や障がい者、子育て支援を必要としている方など、すべての保健福祉サービス利用者が等しく、地域において自由にサービスを選択し、安心してサービスを受けることができる情報提供システムの充実と、行政による広聴活動の充実が求められています。

2. 施策の方向

誰もが必要なときに、いつでも必要な保健福祉サービスに関する情報が入手できるように、各種情報媒体による利用者の視点に配慮した情報提供に努めます。また、障がい者や外国人への配慮した情報提供ができるよう情報のバリアフリー化を推進します。

さらに、保健福祉サービス提供事業者によるサービス内容などの利用者への情報提供も促進していきます。

3. 実施事業

- ①奈良しみんだよりの発行（広報広聴課）
- ②広報板の設置（広報広聴課）
- ③外国語ハンドブックの発行（広報広聴課）
- ④暮らしの便利帳の発行（広報広聴課）
- ⑤点字・声の広報発行事業（障がい福祉課）
- ⑥難病ガイドブック作成（保健予防課）
- ⑦親子の健康づくり応援事業（健康増進課）





- 福祉や介護に関する市の情報提供のあり方についての検討をお願いしたい。演劇や落語のように敷居が低くて市民が入って行きやすくして解りやすい方法や具体的な事例を挙げて、このような時にはこんな制度が使えるとか、ヒントになるような情報を私たちに提供してほしい。
- 和製のカタカナ語や横文字等が目立っているが、高齢者やそうした字体に弱い人には、利用者の視点に立ち配慮をお願いしたい。せっかくの丁寧な文章も意味が通じず内容を理解できないことがある。

【基本方向】 3. 質の高い保健福祉サービスを提供するしくみづくり

【基本計画】（１）保健福祉サービスの質の向上

1. 現状と課題

保健福祉サービスを必要とする人にとって、サービスの質が満足できるものであることは当然の願いであり、サービスを提供する事業者や施設が、利用者のニーズを踏まえた上で、質の維持・向上に向けた取組みを行うことは重要です。

また、サービスに対するニーズは、地域によっても特徴があることから、地域別の実情を把握し、サービス向上につなげる必要があることから、地域別の福祉関連の統計データを毎年集計し、公表しています。また、保健福祉サービスに携わる行政や施設等の職員の技能や知識の向上のため、各種研修の開催や研修会への派遣を行っています。

高齢者福祉の分野においては、市内を11の日常生活圏域に分け、圏域ごとに地域包括支援センターを設置し、高齢者が住み慣れた地域で、心身の状態を維持し、適切な保健福祉や医療サービスを利用しながら、安心して生活するために必要な援助・支援を包括的に行っています。

社会福祉事業を行う社会福祉法人や社会福祉施設および介護保険、障害福祉サービスを行う事業者に対して、指導監査や実地指導等を行っており、事業者や施設等が遵守すべき最低基準や、指定事業者としての基準に則しているかを監査・指導し、保健福祉サービスを一定水準に確保する上で効果を発揮しています。なお、指導監査の結果は、本市ホームページで公表しています。

2. 施策の方向

「奈良市の福祉」および、地域別の基礎統計データを毎年集計し、本市ホームページ上で掲載し、広く市民に公開していますが、今後は地域福祉関係者にも積極的に情報提供を行い、地域福祉向上のためにも活かすことができるよう取り組みます。

保健福祉サービスの維持向上のため、社会福祉法人・社会福祉施設等に対する指導監査等を強化させるとともに、その指導監査結果について、引き続き、本市ホームページで公表し、サービスの適正実施の一助とします。

また、各種研修会などを継続して実施し、関係者の技能や知識の向上に努めます。

3. 実施事業

- ①指導監査（福祉政策課、施設担当課）
- ②行政統計資料の整備と統計資料の公開・提供（福祉政策課）
- ③資格取得研修への職員派遣（福祉政策課）
- ④社会福祉施設への各種スキルアップ研修の案内（福祉政策課）
- ⑤地域包括支援センター運営事業（支援事業）（長寿福祉課）
- ⑥訪問相談事業（訪問相談員等の育成）（保健予防課）



市ホームページを利用した福祉関連データの公開

まちの声

- たまたま地域包括のパフレットに「認知症予防」という言葉を見つけて連絡したら、すぐに来ていただき、ディサービスを利用することができるようになった。
- 地域包括支援センターは、しきりに何でも相談してくださいとPRしているが、何でもというのは漠然としていて、こんなことまで相談して良いのかという不安がある。具体的な判断できる情報があればより身近なものになるのではないかと思います。

【基本方向】 3. 質の高い保健福祉サービスを提供するしくみづくり 【基本計画】 （2）保健福祉サービス利用者の保護

1. 現状と課題

保健福祉サービスが措置制度から事業者との契約による利用方法へと移行され、利用者が自分に合ったサービスを自由に選択できるようになりました。市の福祉担当課や身近にある地域包括支援センターにおいて、サービスの利用について相談援助等を行っています。

また、保健福祉サービスの適切な利用のためには、情報提供はもちろん、利用に結びつきにくい人に対する、利用者の視点に立った支援が行えるような援助体制が必要となります。

そして、保健福祉サービスを必要とする人が安心してサービスを選択し、利用できるよう、事業者には契約者に対する苦情・相談対応が義務づけられています。また、事業者自らサービスの向上に努めるとともに、「福祉サービス第三者評価制度」^{（※1）}を活用することが求められています。

契約による保健福祉サービスの利用が困難な方が成年後見人などによる支援を必要とする場合において、親族による申立てができない時、市長が申立てを行い、サービスを受けることができるような処置をとっています。一方、弁護士などの職業後見人の数をはるかに上回るペースで、認知症高齢者等が増加しており、また、親族による後見が困難なケースも増加していることから、市民後見人への期待が高まっています。

※1・・・福祉サービスを提供する事業者やその福祉サービスを利用している利用者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する制度

2. 施策の方向

保健福祉サービスの質の向上を図るため、社会福祉事業者に対して、「奈良県福祉サービス第三者評価制度」の利用の促進を図ります。

保健福祉サービスの利用にあたって、認知症高齢者などの判断能力が十分でない方が、必要なサービスの利用契約ができない場合があります。これらの人の権利を保護するため、成年後見制度を充実させていきます。

これまで実施してきた、市長による成年後見人の申立て制度に加え、弁護士などの専門職後見人以外の市民後見人の養成のため、研修の実施や相談会の開催、市民への普及・啓発を目的に講演会の開催等を実施し、支援体制の充実を目指します。

3. 実施事業

- ①市民後見人の育成（福祉政策課）
- ②成年後見制度利用支援事業（障がい福祉課、長寿福祉課）
- ③介護サービス事業（介護福祉課）
- ④ケアマネジャー活動等支援事業
（長寿福祉課）
- ⑤地域包括支援センター運営事業
（長寿福祉課）



ケアマネジャーの研修の様子

まちの声

- ・判断能力が不十分で、地域で生活していくうえで、意思決定や金銭管理などに不安があり安心できる支援策があるようであれば、教えてほしい。
- ・市民後見の制度が確立してくると、やはり安心できる。本来は親戚がおこなっていたが、それも無くなってきた。

【基本方向】 4. 生活基盤の整備と社会参加を促進するしくみづくり

【基本計画】（１）バリアフリーの推進と交通手段の確保

1. 現状と課題

高齢者、障がい者、妊産婦、子どもなど、誰もがいきいきと生活できるまちづくりのためには、それを支える生活環境の整備が必要です。

本市では、「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」（まちづくり条例）をはじめ、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）、「奈良市福祉のまちづくりのための建築物の環境整備要綱」、「奈良市地域福祉計画」等に沿って、バリア（障壁）のない誰もが暮らしやすい生活環境づくりに取り組んでいます。

公共施設等のバリアフリー化は着実に進展しているものの、まちなかにおいては、道路の建物入口等の段差解消をはじめ、車椅子やオストメイト^{（※１）}対応の多目的トイレの設置促進など、多くの課題を抱えており、民間の建築主や市民を含め、社会全体でこれらの課題の克服に取り組む必要があります。

また、一人では公共交通機関の利用が困難な要介護者や障がい者などが、自立した移動が可能となるよう、地域における外出支援・移動手段の整備が求められています。通院・通所・レジャーなどの目的に利用できる福祉有償運送が制度化され、本市でも社会福祉法人やNPO法人が事業の運営を行っています。福祉有償運送について関係者に情報提供を行い、より一層の浸透を図る必要があります。

※１・・・ 癌や事故などにより消化管や尿管が損なわれたため、腹部などに排泄のための開口部（ストーマ（人工肛門・人工膀胱））を造設した人のことをいう。

2. 施策の方向

高齢者や障がい者等、ハンディキャップのある方々のみならず、年齢、性別、身体的特徴、国籍など、人々の個性や特徴に関係なく、すべての人が快適に利用しやすい「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」という「ユニバーサルデザイン」の視点およびハンディキャップのある方々への理解・協力を深める「心のバリアフリー」の視点に立ち、公共施設をはじめ、各種施設や道路などのバリアフリー化を推進していきます。また、高齢者や障がい者、子育て中の方などが外出する際に必要となる公共施設等日常利用する施設のバリアフリー化についての情報を積極的に提供します。

また、要介護者や障がい者がレジャー等への交通手段として利用できる、福祉有償運送について対象者に積極的な情報提供を行っていきます。

3. 実施事業

- ①放置自転車への対策（防犯・交通安全課）
- ②北和地区福祉有償運送協同運営協議会（福祉政策課）
- ③バリアフリー基本構想策定（交通政策課）
- ④駅エレベータ整備費補助事業（交通政策課）
- ⑤交通安全施設整備（道路建設課）
- ⑥舗装新設工事（道路建設課）



まちの声

- ・若年層が町を離れることにより、地域で高齢化が進み、高齢者の世帯が増加して、病院や買い物に出かけるのにも不便が生じている。バスは運行数も少なく、路線のない地域もあり、移動手段に困っている。移送サービスを是非とも実施してほしい。
- ・根本的に、交通事情が悪く輸送面一つをとっても、不便なところが多く、道路・鉄道網の整備が遅れており、インフラ整備をもっと進めてほしい。

【基本方向】 5. 住み慣れた地域で安心していきいきとくらせるしくみづくり 【基本計画】 (1) 女性・子ども・子育て支援の推進

1. 現状と課題

近年、児童虐待に関する相談件数は増加傾向にあり、その内容も複雑化し、深刻な社会問題になっています。虐待は、育児に関する悩みに関して相談相手を持たない保護者が、生活上のストレスから虐待に発展してしまうケースなど、どの家庭でも起こりうるものと言えます。相談業務等による発生の予防から早期発見・早期対応、保護・支援に至るまでの、総合的な支援を講じるとともに関係機関の多面的な援助が必要となります。

DV被害も深刻で、身体的な暴力だけでなく、精神的・性的・社会的・経済的な暴力などが含まれ、多くの場合、複雑に絡み合って発生しています。被害者の多くは女性で、救済するための諸制度は整備されていますが、今後は身近なところで相談できる相談窓口の充実と自立を促進するための経済的、社会的支援等細やかな支援を提供する具体的な取り組みが必要です。

また、登下校時の不慮の事故や凶悪な犯罪から子どもの安全を守るための取り組みも重要です。年齢や学年に応じた対策を講じ、地域、保護者、学校、関係諸機関が連携して地域で見守るという意識を持つことが、犯罪を防ぐ上で大きな力となります。

2. 施策の方向

被虐待児童対策地域協議会では、福祉・教育・保健・医療・司法の各機関が連携し、個別に事例を協議しながら支援をしています。引き続き、複合的なネットワークで多面的な支援を継続します。

児童虐待を未然に防ぐために、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業を実施していますが、今後は訪問率をさらに高めながら、引き続き家庭訪問等で各家庭の子育て環境の把握に努め、必要に応じ、個々の家庭における子育てに関する相談や支援を行います。

男女共同参画センターでは生き方・夫婦・家族（高齢者）・家族（子ども）・人間関係・DV・精神保健等の悩みに関して女性問題の視点に立ち、カウンセリング等による問題解決を図ります。

子どもの年齢や学年に応じた内容の交通安全教室を実施したり、迷惑駐車追放活動によって登園・登校時の安全な通行と交通事故の防止を図ります。

3. 実施事業

- ①交通安全教室（防犯・交通安全課）
- ②交通安全指導員による違法駐車等防止活動（防犯・交通安全課）
- ③女性問題相談（男女共同参画課）
- ④「奈良市次世代育成支援行動計画」の推進（子ども政策課）
- ⑤子育てサークル活動費補助金助成（子ども育成課）
- ⑥ファミリー・サポートセンター事業（子ども育成課）
- ⑦地域子育て支援センター事業（子ども育成課）
- ⑧つどいの広場事業（子ども育成課）
- ⑨子育てスポットすくすく広場事業（子ども育成課）
- ⑩子育てスポット事業（子ども育成課）
- ⑪子育て支援アドバイザーの設置（子ども育成課）
- ⑫子育てサークル交流会の開催（子ども育成課）
- ⑬奈良市被虐待児童対策地域協議会（子育て相談課）
- ⑭養育支援訪問事業（子育て相談課）
- ⑮こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問）事業（子育て相談課）
- ⑯公立保育所の運営（保育課）
- ⑰新生児、妊産婦訪問事業（健康増進課）
- ⑱未熟児、低体重児支援事業（健康増進課）
- ⑲4か月児健康診査（健康増進課）
- ⑳1歳7か月児健康診査（健康増進課）
- ㉑3歳6か月児健康診査（健康増進課）
- ㉒おやこプチ講座（健康増進課）
- ㉓放課後子ども教室（地域教育課）
- ㉔学童保育（地域教育課）
- ㉕安全対策事業（学校教育課）



子育てサークル交流会の開催

まちの声

- 地域の繋がり（特に子育て世代の繋がり）が希薄になっているので、密にするための活動を行っていきたい。
- ちょっとした相談が、昔なら家族や近所のおじいちゃん、おばあちゃんに相談できたが、今はできない社会になってきている。
- 子育て支援として、就園前のお子さんを園に慣れてきてもらおうと同時に、お母さんに対しては、子どもを園に連れてきて見てもらっている間に、色々な人たちとおしゃべりする時間を設け、ストレスを発散してもらおうということも試みている。

【基本方向】 5. 住み慣れた地域で安心していきいきとくらせるしくみづくり 【基本計画】 （2）高齢者・障がい者支援の推進
--

1. 現状と課題

高齢者・障がい者が地域の中でいつまでも元気に暮らせる社会づくりを推進していかなければなりません。寝たきり・引きこもり防止のため、主体的に社会的自立や社会参加を目指して活動する関係団体やボランティア団体を支援し、文化活動・スポーツ活動・世代間交流などを通して、地域コミュニティを活性化させる施策が必要です。

また、児童だけでなく高齢者・障がい者に対する虐待も複雑化し、深刻な社会問題になっています。心理的・身体的暴力だけでなく、判断力が低下した高齢者や障がい者の年金を勝手に使い込んだり、悪徳業者が必要のない売買契約を結ばせたりする経済的虐待も目立ちます。今までも行政と各関係機関の連携による取り組みを行ってきましたが、複雑化した問題に対処するため、弁護士等による専門的な情報提供や助言が求められています。

2. 施策の方向

高齢者を対象に、健康体操や軽スポーツを取り入れ、あるいは趣味を生かした活動を通じて介護予防の取組みに努めます。また、65歳以上の生活機能が低下している又はそのおそれのある人を対象に、生活機能を向上していくための支援を行います。

高齢者虐待については対応マニュアルを作成し、地域包括支援センター及び行政が連携するとともに、虐待対応のなかで弁護士からの専門的な助言等を受けるために弁護士相談事業を実施しています。

高齢者及び障がい者の一人世帯で、大型ゴミを指定の場所まで搬出できないなどの搬出困難者を対象に職員が直接自宅内まで訪問し、搬出等の支援を継続的に行います。

3. 実施事業

- ①友愛手帳優遇措置事業（障がい福祉課）
- ②福祉タクシー助成事業（障がい福祉課）
- ③障害者虐待防止対策支援事業（障がい福祉課）
- ④地域自立支援協議会運営事業（障がい福祉課）
- ⑤高齢者虐待防止ネットワーク運営事業（長寿福祉課）

- ⑥通所型介護予防教室運営事業（長寿福祉課）
- ⑦認知症サポーターの育成（長寿福祉課）
- ⑧老春手帳優遇措置事業（長寿福祉課）
- ⑨老人福祉センターの充実（長寿福祉課）
- ⑩緊急時在宅高齢者支援事業（長寿福祉課）
- ⑪配食サービス事業（長寿福祉課）
- ⑫日常生活保安用具給付事業（長寿福祉課）
- ⑬生活管理指導員派遣事業（長寿福祉課）
- ⑭地域包括支援センター運営事業（権利擁護）（長寿福祉課）
- ⑮大型ごみふれあい収集（まち美化推進課）

まちの声

- ・障がいに関しては、専門性が高いため私たちでは相談に乗ることができない。より身近な地域に、障がいに関して相談ができるような施設や、カウンセリング等専門機関に引き継ぎができるような方法や情報がほしい。
- ・認知症を抱えてしまうと、どうしても介護者にストレスが溜まってしまう。また、家族間で介護していると認知症であるということを表に出したくないという思いもあり、このことから介護者が孤立してしまい、すごく苦しい状態が続いて虐待という形で表れてきている。
- ・高齢化が進んできている。地域のイベント等、積極的に参加するような「見える高齢者」よりも、「見えない高齢者」が大半を占めてきていることが大きな問題である。

【基本方向】5. 住み慣れた地域で安心していきいきとくらせるしくみづくり

【基本計画】（3）ひきこもり・発達障がいなどへの対応

1. 現状と課題

ひきこもりや注意欠陥多動性障がい（ADHD）・アスペルガー症候群・学習障がい（LD）などの発達障がい近年注目されています。発達障がいとひきこもりの関連性も様々な調査結果で報告されていますが、性格や個性の問題と誤解されやすく専門医も極めて少ないことから、二次障がいや合併症を引き起こすケースも見受けられます。

このような生活課題について、自立支援の観点から発見・見守り・相談・関係機関相互の連携など、引き続き柔軟に対応できるしくみづくりが求められています。

2. 施策の方向

ひきこもりに対する支援対策として、訪問による支援や社会参加支援、居場所づくり（出会い・交流の場）や文化・スポーツ体験の提供、家族支援を行うなど支援体制の充実を図ります。

不登校児童生徒並びにその保護者に対して、平成23年度からは、新設された「はぐくみセンター」の教育相談フロアを効果的に活用し、個々の状況に応じた集団適応指導および心理療法を実施していますが、今後はさらにきめ細やかな対応を行っていきます。

3. 実施事業

- ① 子ども発達センター（子育て相談課）
- ② 障がい者及び結核児童支援
（療養指導事業）（健康増進課）
- ③ 発達支援教室（健康増進課）
- ④ 不登校対策事業
（スクールカウンセラー配置・
不登校児童訪問事業・
不登校を考えるつどい）（教育相談課）
- ⑤ わかば教室（教育相談課）



不登校児童生徒交流事業の様子



- 子どもがひきこもっているが、具体的にどこへ、どのように相談に行ったら良いのかわからない。
- 私の知り合いにも不登校のお子さんがいます。相談すればすぐに解決するというものではないが、親としたら、話を聞いてもらうための相談の場がほしい。解決への道を示してほしいと考える。
子どもは男親より女親の方が、話しやすいのかもしれない。出来るだけ子どもの方から話が出るような状況を作ることが大切なのではと思う。
まず、親が相談できるような場所があり、親の心を軽くほぐしてから子どもの話をゆっくり聞けるような環境を整えていただきたい。

【基本方向】 5. 住み慣れた地域で安心していきいきとくらするしくみづくり 【基本計画】 （４）防災・防犯及び災害対策への取組み

1. 現状と課題

近年、大地震の発生確率の高まりや台風の大型化、豪雨災害の多発など自然災害への脅威が増大する状況下、防災と災害対策の取組みにおいて、行政と地域住民等が連携、協働する体制づくりが必要であり、特に災害弱者への対策は喫緊の課題です。防犯や防災、災害対策の取組みを進めることは、住民相互の連帯感を強め、安心安全な地域づくりに繋がります。

また、詐欺や空き巣、ひったくりなど犯罪が増えており、地域住民による子どもや高齢者など地域の安全を見守る取組みが重要です。

2. 施策の方向

地域の自主防災力を高め行政と連携する防災体制づくりを推進するため、自主防災訓練などを通じた自主防災組織の活性化支援を継続します。

防災と災害対策、特に災害弱者への対策として、平常時の見守りや災害時の迅速・適確な避難救護活動に資する災害時要援護者名簿の作成や緊急医療情報キットの自主防災組織への早期普及に努めます。また、各避難所における福祉スペースの整備や福祉避難所の指定、人的支援の確保など安全で安心して避難生活が送れる体制整備を進めます。

また、奈良市安全安心まちづくり条例・基本計画に基づき、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりの実現に向けて、青色防犯パトロールや防犯講演会の実施を推進し、防犯意識行動の啓発活動を継続します。

3. 実施事業

- ①自主防災防犯組織活動支援（危機管理課）
- ②災害弱者対応非常食の確保（危機管理課）
- ③福祉避難所の充実（危機管理課）
- ④地域防犯活動の推進（防犯・交通安全課）
- ⑤女性防災クラブ員による防火啓発（予防課）



防災訓練

まちの声

- 個人情報の守秘義務部分がネックとなり、防災活動としては、高齢夫婦や昼間一人暮らしの高齢者をどのように守っていけば良いか指導してほしい。
- 高齢者の目線で見た危険な場所や言い伝えなど、高齢者の立場から意見を出してもらって、地域での防災防犯の役割として考えている。
- 緊急時に家族に連絡が取れず、地域安全マップの友人欄に書かれた人に連絡して助かったという事例があった。
緊急連絡先が書かれていても、連絡ができないことが多く、管理上、上手くいっているようでも隠れた問題があり注意を要する。

【基本方向】 6. 新たな生活課題に対応するしくみづくり

【基本計画】 (1) 災害時の要援護者対策づくり

1. 現状と課題

災害発生の際に、地域において迅速かつ的確に要援護者の安否確認や避難支援等を行うには、地域において高齢者や障がい者など支援の必要な要援護者が、地域のどこにどのように暮らしているかを把握することが重要です。そのため災害時要援護者名簿を作成し、災害時に備えた日頃の見守り等に活用しています。

災害時要援護者名簿は、70歳以上で常時一人暮らしの方、要介護・要支援認定者で在宅の方、身体障害者手帳4級以上の方、療育手帳・精神保健福祉手帳の交付を受けた方、難病患者支援台帳に登録の重症患者の方を対象にしています。作成にあたっては情報提供を同意方式とし、個人情報の保護の徹底を図るために、個人情報保護基準に基づく覚書を交わしています。名簿は地区自主防災・防犯組織、民生・児童委員、関係機関と情報を共有しており、毎年更新としています。平成23年度には、全対象者26,825人のうち、同意された19,905人が災害時要援護者名簿に登録されています。

さらに、民生・児童委員の協力のもと、要援護者に救急医療情報キットを配付し、「医療情報」や「薬剤情報」並びに「緊急連絡先」などの情報を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫で保管しておくことで、災害時や緊急時に迅速な救助・救命活動が行えるようにしています。

また、災害時に指定避難所で避難生活に困難が生じる要援護者に対しては福祉避難所の開設も準備しています。

救護避難活動をより一層強固なものにするため、地域において支援の担い手である自主防災・防犯組織、民生・児童委員、地区社会福祉協議会などの関係機関との連携を深めなければなりません。また、甚大な災害発生時などの緊急やむを得ない場合には、奈良市個人情報保護条例に基づき、上記の覚書を交わしている自主防災・防犯組織、民生・児童委員に未登録者の名簿も情報提供し有事に備えますが、未登録者の登録率を上げることは重要であり登録への働きかけが必要となっています。

2. 施策の方向

災害時に、災害時要援護者名簿を活用することで、地域において要援護者の救護避難活動を円滑に行うことができるようになります。そのために関係機関等との連携を

一層図り支援体制の整備を進めなければなりません。

指定の避難所での生活が困難な要援護者に、福祉避難所の確保や医療機関等との連携が必要となります。

また、被災された要援護者に対して、居宅、避難所などにおいて、福祉サービスの情報を提供し、事業者と協力して福祉サービスを継続的に提供できるようにしなければなりません。

名簿未登録者への対応については、民生・児童委員の見守り活動を通じて、名簿への登録の重要性について周知を図ることで、名簿への登録率を上げていきます。

3. 実施事業

①災害時要援護者名簿作成事業（福祉政策課）

②救急医療情報キット（福祉政策課）



救急医療情報キット



- 私たちの地域では、防災・防犯の活動を活発に行っている。今は緊急時対応安心シートというものを、民生委員と協力して配布している。
- 災害時要援護者名簿の対象となるような人や、普段家族と同居していると言いながら昼間は一人になる高齢者も多く、それぞれの実態が掴みにくい。もう少し細かく調査して、いつでも声を掛け合うことが出来るような取り組みを行いたい。